

エイチ・ビー観光株式会社 安全管理規程 実施要綱

□ 実施要綱 第一条

安全管理規定（以下「規定」という）、第一条、第二条に基づき、年度末に取締役会（安全統括責任者を含む）を開催し、次年度安全管理規定実施要綱を策定するものとする。

□ 実施要綱 第二条

規定、第三条に基づき、エイチ・ビー観光(株)は、その趣旨を全社員に徹底するため年度初め（4月1日）に文書にて掲示するものとする。

文書は、運輸安全マネジメント委員会が作成し、取締役会の承認を得て、点呼、朝礼などで、周知徹底する。

※ 令和7年度 方針

エイチ・ビー観光(株)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

□ 実施要綱 第三条

規定、第四条、第五条、第六条に基づき、計画、目標、実施、監査、改善を策定し、取締役会の承認を得るものとする。

上記の策定は運輸安全マネジメント委員会が作成し、取締役会の承認を得る。

※ 安全統括管理者

営業部長 西村 公宏

※ 運輸安全マネジメント委員会

委員長 内澤 博昭

委員 西村 公宏

計画 1

乗務員の研修

春の交通安全運動（4月）

夏の交通安全運動（7月）

秋の交通安全運動（9月）

冬の交通安全運動（11月）

厳冬期の交通安全運動（2月）

内 容

1：個人または団体指導

2：全社員ワッペン着用

3：壁新聞による社内啓発

※ 目標値の設定

令和 6年度の事故件数 有責 0 件

令和 7年度の目標件数 有責 0 件

※ 健康管理について

1：定期健康診断の実施

2：アルコール検査器の活用

3：薬物検査（必要に応じて）

□ 実施要綱 第四条

規定、第七条に基づき、取締役会は、代表取締役の最終的な責任、予算、体制の構築、安全統括管理者の意見の尊重、計画の実施の状況、監査の状況、などを確認し、常に必要な改善を運輸安全マネジメント委員会に指示するものとする。

運輸安全マネジメント委員会、監査委員会は必要に応じて、取締役会に実施状況、監査状況を報告するものとする。

※ 監査委員

函館バス(株)に委託

渡部 浩典

青嶋 隆

※ 予算

健康診断、適正診断、その他

約 15万円

□ 実施要綱 第五条

規定、第八条、第九条に基づき、安全統括管理者選任する。

□ 実施要綱 第六条

規定、第十条に基づき、安全統括管理者は別添（１）の組織図を作成し、運輸安全マネジメント委員会、運輸安全マネジメント監査委員会、別添（２）を設置する。

□ 実施要綱 第七条

規定、第十一条に基づき、各計画ごとに具体的な実施要綱を作成し、着実な実施、監査、改善を行うものとする。

運輸安全マネジメント委員会が各計画ごとに具体的な実施要綱を作成し、一定期間ごとに、その活動状況を取締役会に報告する。

運輸安全マネジメント監査委員会は監査ごとの状況を安全統括管理者に報告する。

安全統括管理者はこれらの状況を取締役会に報告し、必要に応じて改善を行う。

□ 実施要綱 第八条

規定、第十二条に基づき、次の活動を行うものとする。

- （１） 安全統括管理者は必要に応じて、運輸安全マネジメント委員会、監査委員会、取締役会、関連取締役会を開催する。
- （２） 日常的な「報告」と「伝達」
- （３） 乗務員への伝達は日常点呼、掲示物で行う。

※ 日常の伝達

乗務員→運行管理者（整備）→安全統括管理者→取締役会

□ 実施要綱 第九条

規定、第十三条に基づき、事故、災害時の緊急連絡網、又は対策本部、別添（１）を作成し、必要に応じて事故、災害対策本部を設置する。

自動車事故報告規則に基づく報告は運輸安全マネジメント委員会が行うものとする。

□ 実施要綱 第十条

規定、第十四条に基づき、実施要綱第八条の各活動を通じて、人材教育を行うものとする。

乗務員教育に関する研修資料は運輸安全マネジメント委員会が作成するものとする。

※ 乗務員教育

函館バス(株)グループと協力して行う。

□ 実施要綱 第十一条

策定、第十五条に基づき、社外に運輸安全マネジメント監査委員会を設置し、年2回（上期、下期）に監査を行うものとする。また、必要に応じて都度監査を行うものとする。

監査内容は都度、安全統括管理者に報告し、安全統括管理者は必要に応じて、改善を行うものとする。

運輸安全マネジメント監査委員会は社外取締役の中から監査責任者を選任し、監査責任者が必要と認めた者で構成する。

※ 監査日時

上期末（9月）と下期末（3月）

□ 実施要綱 第十二条

規定、第十六条に基づき、安全統括管理者は輸送の安全に関する計画の実施状況や監査報告を常に経営トップに報告し、必要に応じて改善、是正措置、予防措置を講じるものとする。また、重大事故が発生した場合はさらに高度な措置を講じるものとする。

必要に応じて、安全統括管理者は取締役会を開催する。

□ 実施要綱 第十三条

規定、第十七条に基づき、次の事項について当社のホームページにて毎年度公表するものとする。また、国土交通省に改善報告した場合も速やかに公表する。

公表は、運輸安全マネジメント委員会が公表する。

- （1） 基本的な方針
- （2） 目標とその達成状況
- （3） 事故に関する統計
- （4） 組織体制と指揮命令系統
- （5） 重点施策
- （6） 計画
- （7） 予算と実績額
- （8） 報告連絡体制
- （9） 安全統括管理者名
- （10） 安全管理規定

- (11) 教育、研修の計画
- (12) 査報告と改善措置内容

□ 実施要綱 第十四条

規定、第十八条に基づき、安全管理規定又は実施要綱は常に見直しを行う。また運営上の計画、目標、実施、監査、改善など全てこの議事録を作成するものとする。

この議事録は5年間保存するものとする。

運輸安全マネジメント委員会、運輸安全マネジメント監査委員会ごとに議事録を保存する。

作成	令和6年	3月	末日
施行	令和7年	4月	1日

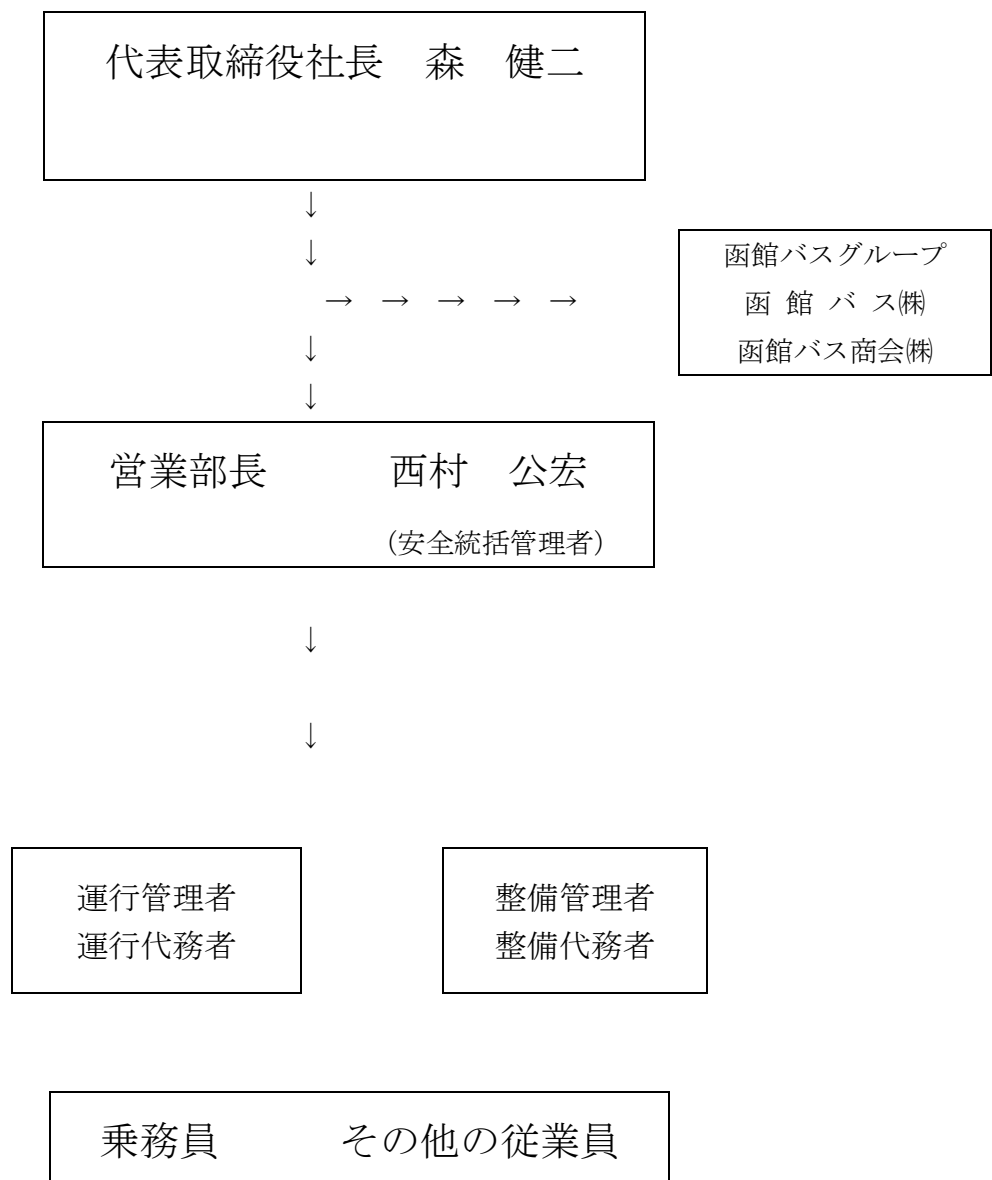
(1)

エイチ・ビー観光株式会社

運輸安全マネジメントに関する ※ 緊急連絡網

※ 対 策 本 部

※ 組 織 図



(2)

エイチ・ビー観光株式会社

※ 運輸安全マネジメントに関する 組織及び会議

※ 取締役会

(取締役会)

- 1 取締役会は年2回（上期・下期）開催する。
- 2 安全統括管理者が必要と認めた時は都度、開催する。

取締役社長	森 健二
取締役	内澤 博昭
取締役	宮越 昌和

- 3 議題は次の事項とする。

- ※ 計画
- ※ 目標
- ※ 実施状況
- ※ 監査状況
- ※ 改善指示
- ※ 予算

※ 運輸安全マネジメント委員会

(運輸安全マネジメント委員会)

- 1 運輸安全マネジメント委員会は必要に応じて都度、開催する。
- 2 安全管理規定、計画、目標、結果などホームページに公開すること、また、国土交通省から改善命令が出された時も同様とする。

代表取締役社長	森 健二
営業部長	西村 公宏
(安全統括管理者)	

- 3 運輸安全マネジメントに関する議事録を責任を持って保管し、最低5年間は保存するものとする。

※ 運輸安全マネジメント監査委員会

(運輸安全マネジメント監査委員会)

- 1 運輸安全マネジメント監査委員会は年2回(上期・下期)に開催する。また、必要に応じて都度、開催する。

(委託) 函館バス株

渡部 浩典

青嶋 隆

- 2 監査内容を安全統括管理者又は社長(経営トップ)に報告し、改善が必要な場合も同様とする。

- 3 報告、改善など議事録を最低5年間保存することとする。

※ 乗務員教育

- 1 年5回、経営トップが乗務員等に安全に関する、教育、指導を行うこととする。

(3)

※ 函館バスグループ関連取締役会

- 1 必要に応じて函館バスグループ関連取締役会を開催することが出来る

(関 連 取 締 役 会)

函館バス(株)		函館バス商会(株)	
代表取締役社長	森 健二	取締役	宮越 昌和
常務取締役	内澤 博昭		
取締役総務部長	本庄 大輔		
		エイチ・ビー観光(株)	
		代表取締役社長	森 健二